

## 岸和田市障害者施策推進協議会公募委員選考要領

### 1 選考の方法

選考は、応募資格の確認及び800字程度のレポートによる書類審査とする。  
資格確認は障害者支援課で行い、レポートの審査は選考委員長及び選考委員が行う。

### 2 選考委員長及び選考委員

選考委員長は、福祉部長とし、選考委員は、福祉政策課長、障害者支援課長、子育て支援課長の3名とする。

### 3 書類審査

#### (1) 審査項目 4項目

- ① 今回の取り組みに対する意欲・熱意は感じられるか。
- ② 筋道を立て論理的にわかりやすく自分の考えを述べているか。
- ③ 内容が社会的に妥当であるか。
- ④ レポート全体で見たときに優れた点をもっているか。

#### (2) 採点方法

上記4項目ごとに評価点数を1～5点として採点し、合計得点48点以上の者で合計得点上位の者3名を選定する。

複数の者が同点となった場合は、選考委員長が選定する。

書類審査に当たっては応募者の氏名等個人を特定し得る情報を選考委員に開示しないものとする。

### 4 標準審査期間

書類審査期間は、応募締め切り後2週間程度以内とする。

### 5 通知と事後公表

選定結果は応募者全員に通知し、委員として選定された者の氏名を公表する。

### 6 その他

公募委員の選考に関し、この要領に定めのない事項については、選考委員長の判断により処理する。

#### 附則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は令和8年4月1日から施行する。